

調布市議会改革検討代表者会議第21回会議の概要

代表者会議における、会議の内容や、各委員から発言された意見等をできるだけ速くお知らせするために会議録作成までの間、会議の概要を要約してお知らせしています。正確な内容等については、後日掲載する会議録をご覧ください。

1 日時・場所

平成24年12月21日（金） 午前10時17分～午後0時18分

於：全員協議会室

2 伊藤座長あいさつ

いよいよ年の瀬も迫ってまいり、本日は第21回になるが、年内26日にもう1回開くことになっている。この代表者会議はいかに精力的に、真剣に議論を積み重ねてきているかの証ではないかなと思っている。本日は次年度予算に関係する決定をいただかなければならない項目もある。ぜひ建設的な議論をお願いします。

3 検討・協議事項

(1) 第20回代表者会議における合意事項

川畑副座長：日程の1第20回代表者会議における合意事項を議題とする。前回第20回代表者会議で了承された合意事項の確認ということで、合意資料14をお配りしてある。内容としては、予算・決算特別委員会設置については、今後も継続して検討していくこととし、当面は、現行の方法で審査を進めていくこと。委員長報告については従来どおりとし、議案の討論及び請願・陳情の異議については、おおむね3分以内の発言とする制限を設けるとともに、請願・陳情については、異議の発言に加え異議の異議、すなわち委員長報告に賛成する発言を認めることとした。また、議員定数については、今後も継続的に協議していくこととし、定数の改定に当たっては、市政の状況や将来予測等を十分考慮するとともに、議員活動の評価等については、参考人制度や公聴会制度を活用していくことを合意内容としている。御確認をお願いします。

(2) 議会への意見募集の結果について

川畑副座長：事務局から報告をお願いします。

事務局：募集期間は11月5日から12月7日までの33日間で、意見募集内容としては、「特定の質問事項を設定しないで、議会に対しての意見や要望等自由記述」として募集したものである。提出方法としては、Eメール、郵送、FAXに加え、新たに議長へのはがきを作成し募集した。議長のはがきについては、料金受取人払郵便として、本庁舎は、2階総合案内脇と4階議会事務局に設置、他に神代出張所、公民館、図書館、地域福祉センターに配置したところである。募集の周知方法としては、市報ちょうふ、市議会だより及び

ホームページを活用し広報した。寄せられた結果は、全部で5件の送付があり、内訳は、全て市内在住の方からで、男性4人、女性1人。また、送付手段は、Eメール1件、郵送2件、議長へのはがき2件である。

結果は資料62の一覧表のとおりである。なお、いただいた御意見については、原文をそのまま記載している。

川畑副座長：報告に質疑等があれば伺う。

雨宮委員：日本語的に解しかねるものが幾つかある。それはどういうふうに理解したらよいか。

伊藤座長：これはあくまでも原文のまま掲載した。原文をこちらの解釈で修正し配付した場合、御本人からそういう内容ではないということになると困るので、原文のままを配付したが、それぞれの委員の解釈をお願いする。

(3) 一問一答方式の導入について

(4) 本会議場の対面演壇設置について

川畑副座長：一問一答方式の導入についてと本会議場の対面演壇設置について、2件一括議題とする。座長から発言がある。

伊藤座長：一般質問における一問一答方式の導入は、第7回（2月3日）代表者会議において一括質問と一問一答方式の選択することができることとし、本年第2回定例会から第4回定例会まで通算3回の定例会を通して試行実施してきた。この間、3回の定例会の試行を実施する中で、一問一答方式による質問方法等の改善を重ね、ある程度一問一答方式の質問方法にも慣れてきたところではないかと認識しているところである。については、ここで試行期間を終了し、一般質問は、一括質問方式と一問一答方式の選択制のもとで、次回第1回定例会から本格実施していくことを考えている。なお、本格実施していきながらも、課題等が生じたときは、議会運営委員会においてその課題等について協議していただき、改善を図っていただきたいと考えている。この代表者会議では、一問一答方式の導入を次回第1回定例会から本格実施していくことで結論を出していきたいと考えているのでよろしく願います。

次に、本会議場の対面演壇の設置は、先ほどの一問一答方式の導入と関連してくるので、一問一答方式の試行導入とあわせて継続協議となっていた。質問席は、第2回定例会では、一問一答方式試行導入にあわせて質問者は自席から質問をしていただいた。その結果、自席からでは質問がしにくいとの御意見があり、第3回定例会では、質問者席を本会議場議長席に向かって左側に設置し、さらに、第4回定例会では、本会議場中央に質問者席を設置し一般質問を実施してきたところである。については、一般質問の一問一答方式の

本格実施とあわせて、本会議場における対面演壇設置についても、本会議場中央に理事者側に対面する向きで質問者席を設置していくことにしたいと考えている。結論を申し上げますと、一般質問は、本会議場中央に理事者席に対面する向きで質問者席を固定設置することとする。なお、設置時期については、予算との関係があるので現在のところ明言はできないが、できるだけ速やかに設置していきたいと考えている。本格（固定）設置するまでは、第4回定例会で実施した質問者席でお願いしたいと考えている。こうしたことを踏まえ、本会議場における発言場所を整理すると、代表質問、委員長報告、諸報告は議長席前の演壇でお願いし、一般質問は中央に設置する対面の質問者席でお願いしたいと考えている。また、議案及び請願・陳情の討論、異議の発言は、従前どおり議員の自席からの発言でお願いしたいと思う。

川畑副座長：説明に質疑、意見等があれば伺う。

井上委員：2点伺う。1点目は、一問一答方式が今後第1回定例会から本格実施という提案をいただいたが、我が会派は反問権を付与した形での一問一答方式を提案し、この間も申し上げてきたとおりだ。本格実施となると反問権はどう考えているのか。2点目は、質問者席を対面で中央からということの方向は理解するところであるが、議会全体の話になってくると思うので、第4回定例会で実施した中央から対面の感想も聞いていないことから、改めて各議員に確認した上で実施したほうがよいのではないかと思うがいかがか。

伊藤座長：自席から質問を行ったときには、やりにくいという御意見があった。次に、議長席に向かって左側の空いているスペースを活用し質問者席を設置したところ、水差しもあるし環境的にはやりやすいが、答弁者の理事者から遠いと指摘もいただいた。それに対し、ここでいいのではないかという反論はなかった。そこで、私からセンターでどうかとの投げかけをしたところ、試行でやってみようではないかということになった。これで質問の場所については全ての経験をしたのではないかと思う。最大限皆さんの希望を実現するには、仮の実施であったが、質問者席はセンターに置いて実施したことは、最終的な答えなのかと理解したところだ。これから皆さんの声を聞きながらきょう最終合意をするのか、少し時間を置くのか、考えたいと思うが、できるならセンターでお願いしたい。というのは、どこに設置するにしても、設計から施工、それに要する予算を考慮する、一刻も早く設置したいということになると、この作業をしていかないと間に合わなくなることがある。できるならば、新年度予算に反映し、すぐに着手していきたい。次に一問一答方式と同列で反問権をという議論は当時あった。しかし、一問一答からやってみようということで、反問権は継続的な協議ということであったことは確認されていたと思う。来年の6月までにどういう結論が出るかわからないが、そ

の後も含めてそうしたことは協議をしていく課題であると捉えている。それまでの間に合意が得られれば、反問権も反映していく可能性もゼロでないとも認識している。

井上委員：一問一答方式は本格実施ということばが使われていたが、反問権は、当初から主張していたので、お聞きをした。引き続き協議する場所を確保いただければと思っている。2点目の対面演壇の場所の設置は、新年度予算、当初から入れていくことは、そのとおりであると思うが、自席、左、真ん中と3回実施し、皆さんの感想を聞いた上で可及的速やかに進めていくべき話であると伺った。

雨宮委員：井上委員の発言は、周知の期間を一定期間切って、それまでに座長のほうに会派としての態度を示せば、正式な会議を開かなくてもそれで実行という捉え方でよいか。あるいは次回12月26日までにとということになるのか。

井上委員：きょう初めてこういう考え方でいきたいと示されたので、きょうはまず会派に持ち帰るなり、各議員の考え方は当然あると思うので、そういう期間を設けるべきではないかという話である。きょうが21日でこの後12月26日と来年の1月7日があるが、予算の状況はどこだったら間に合うのかという話になってしまう。お許しいただけるのであれば、1月7日をお願いしたいが。

伊藤座長：それぞれの会派の事情は全く理解しないわけではないが、例えば一般質問をされた議員のいる会派は、きょうの質問者席はよかった、あるいは考え物だ、そういう議論は質問の終わった後されているのではないかと思う。ということは何らかの感触を持っているのではないか。全く初めて提案されたので、持ち帰りというイメージではなく、できるならば速やかにお願いしたいと思っている。12月26日の会議の冒頭に諮りたいと思うので、ぜひ御理解、御協力を重ねてお願いしたい。

大河委員：対面演壇の予算の話が出たが、私は発言したときマイクの調子がということがあった。固定する場合は音響もきちんとやっていただきたい。一問一答を導入する理由は、緊張感のあるやりとりということがあったと思う。それで反問権がという話があると思うが、一問一答は、答弁が丁寧に丁寧にということで、一般質問をわかりやすくする話になってしまい、一括でもそうだが、緊張感がある関係での質問のありようということ言えば、どこまで事前のやりとりをするのかも含め考えていく必要があると思う。多摩市議会では一般質問の始まる30分前に答弁書が届き、その中であれしてということも聞いたが、少しそういうソフト面、事前の答弁のすり合わせについては、調布市議会の場合、わかりやすくということがあるからかもしれないが、市民からすると、形式的なやりとりになっていて、少し考慮すべきではないか

と思う。一問一答式の狙いどころについて、提案会派に効果があったのかどうか伺いたい。

伊藤座長：既に3回実施しているので、それぞれ感触、お考えがあると思う。一問一答のソフト面から考えると、事前の調整、質問、答弁の中身がいかかなものかという内容だとすれば、それは当たらないと思う。皆さんすばらしい質問をされていると思う。1つ質問をし、答えをいただき、その質問については完結をする。そして次の質問に移る。これについては何の違和感もなく議事進行してきたところである。場合によっては、慣れていないので、幅広く捉えたり、もしくは質問の内容を1つ2つまとめてしてみたりということもあったが、試行の過程においては仕方のないことだと、理解していただいていたのではないかと考えている。一問一答方式の趣旨は何なの、事前の調整はなしでぶっつけ本番でいいのではないかとということだとすると、なかなか議事進行は難しいと考える。

大河委員：一問一答方式は、一問一問を深めていく意味で、内容を細かく聞いて進めていく内容なのかと理解していた。当初、緊張感のあるやりとりという話もあったので、聞いている中で、ではということが出てきて当然なのかなと思っていた。座長はこれからだということだが、なぜ議員は質問をするのか、意味や難しさが含まれていると思っている。

小林委員：一問一答方式は、これからかなと思っている。一問一答は今までできなかったわけで、これから議員側がレベルを上げて理事者側と対峙していく。その中で使いこなせれば、もっと傍聴していただいている方や紙面を見ていただいている方に、わかり得るのかな。一問一答方式を導入した成果が今後出てくるように勉強をもっとしていけばいいのかなと思う。今回座長提案で了としたい。

ドゥマンジュ委員：小林委員のこれからしっかりやっていけばいいという意見は、全くそのとおりだと思う。よその事例で言うと、こういった質問がいいのか、学習会をやっているところもあると聞いている。学識の方を呼び学習会を行うこともあるということなので、ぜひそのような機会を取り入れながら私たち議員も資質を高めていくこともやってみてはどうかと思うがいかがか。

伊藤座長：今後も、議会として講演、講習を含め行っていきたいが、ただ一般質問の仕方だとか、質問の組み立て方だとか、理事者とのやり取り、臨場感あふれるやりとりなどは決して否定はしないが、講演会や講習会で身に付くものではないと思う。これは、議員個人が勉強しながら、打ち勝っていくような議論ができるように育っていくのは、自分自身の努力であると思っている。これは皆さんの中に温度差があるかもしれないが、講習会をやったから、皆よかったねということではないと思う。

ドゥマンジュ委員：講習会とおっしゃったが、そういうレベルのことではない。議長は今回の議会で質問中に議員に注意をした。それは、個人に落とすのではなく、議会全体として、こういう質問ではなくて、こういうふうにやったほうがよいというような、一人一人の責任にするのではなく、調布市議会全体でもう少しレベルアップをしていきませんかというところでの、切磋琢磨していきませんかというような、議員の自発的なモチベーションの上げ方をぜひとも議会改革の機会にやってみていいのではないかと思う。

高橋委員：少なくとも従来の形から、一問一答方式を導入するに当たり、背景としては傍聴者を含め、御覧になっている方々にわかりやすい趣旨で提案した。そういう意味では、座長が言われたいろいろな試行をしてきて、今までよりはわかりやすくなったという話もいただいている事実もある。今回の決定として質問者席を固定で設け、なおかつ一問一答と一括質問を選択することについては、評価したいと思う。ぜひ継続して進めていきたいと思う。ソフトの面は一問一答だからだとか、一括質問だからというのではなく、今後、議員側も理事者側も含めて切磋琢磨していく部分ではないのかなと理解している。座長提案は了とする。

雨宮委員：一般質問は、議員活動においてある意味では一番のハイライトの部分であると思う。質問の組み立て方はまさに議員個人の問題であると思う。テーマによっては行政側の問題点を告発する内容と、政策的にもっとこういうことをやってほしい内容とか、その性質により質問もおのずと変わってくる。それに応じた形で、それぞれが切磋琢磨することが必要であって、あえて一問一答を否定するつもりはないが、形より中身をどうつくるかが問題だ。そういう意味でいくと、ここ10数年答弁調整がちょっとということがないわけではないがそのところは今後の課題として、議員がどうしていくのかはあると思う。

川畑副座長：ほかになければ、この件は継続協議とする。

(5) 委員会席の配置について

川畑副座長：伊藤座長から発言がある。

伊藤座長：委員会席の配置変更については、第4回（平成23年12月21日）及び第5回（平成24年1月11日）の代表者会議で協議したが、自由討議、傍聴席の増、委員会のインターネット中継等の関係から継続協議となっていたところである。今般、委員会のインターネット中継を来年第1回定例会から放映する準備を進めていることから、委員会席の配置についても一定の結論を出していきたいと考えている。委員会のインターネット中継を始めることを契機に、委員会席についてもコの字に変更していきたいと考えている。その

理由としては、放映の画面に委員さん全員が入ることが原則だが、それに近づけられること。また、コの字に変更することにより、委員会の傍聴席の増加が図られることなどからである。

川畑副座長：発言に質疑等があれば伺う。

林委員：自由討議を促していくのであれば、議員同士が対面になったほうがよいと思うし、インターネット中継が始まるのであれば、お尻ばかりを向けているのは変な話になると思うので、こういう提案をさせていただいた。また副次的な効果として、傍聴席がふえ、お金をかけずに行うこともあるようなので提案した。

伊藤座長：今、お金をかけずという発言があったが、実際には皆さん御理解いただいているように、初期投資はある。その初期投資の中のカメラについてだが、従来どおりの委員会席の配置で放映すると、角から映すパターンになる。コの字型になると、この上から映すことになる。それによりカメラの場所が変わる。インターネット中継を契機に、また自由討議を活発に行えるような環境を整備することもあり、設備を整えるに当たり、一定の結論を出したいので、御理解いただきたい。

大河委員：確認するが、初期投資の話だが、新年度予算からかということで、6月から実施するのか。それとも3月からか。

伊藤座長：今までの議論の中で御認識いただいていると思うが、今年度予算の中で設置し、平成25年第1回定例会の予算審査から放映が開始されることをお願いしてきたつもりである。ぜひ御理解いただきたい。

大須賀委員：それぞれの委員が活発に発言し、なおかつ委員間討議も積極的に促すとなると、発言者の顔が見える、見えないはインターネット中継の場合は大きな問題だ。座長の話では、中央にカメラが設置されるということは、全員が見える形で設置されて、発言者の顔はわかる状況で放映されるということでしょうか。コの字型だとすると、常に全員が見える魚眼レンズ型になっているのか。普通のレンズだと3方向は映らない。それとも誰かが操作をしてカメラが発言者に向くのか。

伊藤座長：議会によっては、委員会のネット中継を実施しているところもある。そこを拝聴すると、委員会室をなんとなく全体、雰囲気は放映していて、顔がアップで映っていない。何回か傍聴していれば誰かはわかると思うので、御理解いただきたい。

大須賀委員：どこの市議会のホームページを見ればいいのか教えていただければ。

伊藤座長：一番近くだと小金井市議会だが、委員会全体の議論の様子がよくわかる。

大河委員：議員間の自由討議も高まるということだが、議長が委員長に議論が活発になるような議事進行をするように話していただけるのか。

伊藤座長：委員会室の席の配置を提案しているので、常任委員会の議事進行についてはここで議論することではない。それとこれをリンクするといろいろな意見が出てくるので、自由討議についてはそうした環境づくりをすれば、別の場所で、別のテーマで議論したい。

大河委員：それはどの場所か。

伊藤座長：これから考えましょう。

雨宮委員：私も提案している委員なので、提案に反することは言いたくないが、そうはいっても具体的な議事案件になってくると、市長提案がほとんどである。市長提案に対するやりとりが中心となると、後ろに説明員がいて、質疑をして後ろから答弁が帰ってくる場面も当然あるわけだ。議員間の自由討議は、理事者への一定の質疑が終わった段階で委員同士がどうするのかという進行でないと、深められる議論にはならないという思いがある。こういう配置にして試行というか、走り出してみてもう前進、改善していくのかということになると思う。委員長だけの話ではなく、委員一人一人がどういう自覚に基づき委員会に臨むかという感じを持っている。コの字型にする提案は了とする。

伊藤座長：今の発言に訂正をさせていただくと、委員から見て、背中に理事者がいるということはない。

川畑副座長：座長提案のとおり、委員会室の委員席の配置は、コの字にすることに御了承をお願いする。

(6) 委員報酬の廃止について

川畑副座長：前回、提案説明が終わり協議に入ったが、委員の一覧表が必要であるとのことで、継続協議となっていた。本日、議員の審議会等附属機関における兼職状況の一覧表を資料63で配付してあるので御覧いただきたい。この資料をもとに、御意見等あれば伺う。

雨宮委員：報酬という角度からは、提案のとおり基本的に全ての兼職役職の報酬は無償にすることを原則にすべきであろうかなと考えている。ただ現実対応として、法律に定められているとか、法務関係の調整が必要なものが出てくるとすれば、それなりに慎重な対応が必要であると思っている。

林委員：前回もう少し具体的に説明をしてほしいという要望があって、資料の提出もいただいたが、趣旨としては提案のとおりであり、資料を見て一目瞭然である。法令等を根拠にしているものは、現状は維持しておくべきかなと思う。また、一番下の土地開発公社は調布市とは別法人の枠組みになるので、これも現状のままというのが基準になってくるのかなと思う。一番現実的に決めていけるのは、市の条例等で定められた委員が対象になっていくのかなと思う。例規集で確認したが、当然条例改正等が必要になってくるが、条例を見

る限り、議員がそこに派遣されてなくても、十分審議会等の役目は果たせると思う。

ドゥマンジュ委員：法務上の規定があるものは、考え方があと思うが、調布市の条例で規定されているものは、改正すれば対応できるということで、議員としての報酬をいただいている、ここでも報酬をもらうのは市民に説明できないところであると思う。これはなくす方向でよいと思う。

大河委員：例えば法令に基づくものであっても、あて職でいろいろな機関からお見えになっている方もいるが、辞退しているところもあるのではないかと思う。東京都、警察などから来て、こういった報酬を辞退してる事例はなかったか。

事務局：そこまでは把握していない。

大河委員：他市ではどうなっているかなど、検討の余地はあるのではないかと思う。

小林委員：議員は参加をして報酬を辞退することは、寄付行為になるのでできないということであれば、議員はそこに出ない。審議は議会の中でチェックしていくということで参加しないという考えが根底にあるべきかなと思う。

川畑副座長：意見は出しつくしたようである。座長から発言があれば。

伊藤座長：委員報酬の廃止についてであるが、改めて、私の考えを説明させていただく。私は、議員の各種委員の就任についての基本的な考え方は、法令で議員の就任が規定されているもの以外は、委員の就任は避けた方がよいと考えている。これは、議会として、議会の独立性を堅持していくことにより、より客観的な評価や判断ができるものとの考えるからである。資料を見ると、現在、議員は11の委員会等に委員として就任しており、その内容は、委員の委嘱において法令等に根拠を置くもの、市の条例に根拠を置くものと大きく2つに分かれている。提案の趣旨を勘案すると、少なくとも市の条例を根拠に委嘱されている委員の就任は、今後、避けていく方がよいと考えている。従って、市の条例に基づいて委嘱されている委員については、今後、議員として就任をしていかない方向で理事者と協議をしていきたいと考えている。具体的には、資料の中で市の条例によって委嘱されている消防委員会委員、表彰審査委員会委員、環境保全審議会委員の3つの委員については、議員として就任をしていかない方向で、理事者と協議していきたいと考えているところである。なお、法令等に基づく委員においても、今後検討協議が必要となる場合、協議しなければならない課題であるが、現状ではこの3つの委員について方向性を出したい。

川畑副座長：ただ今の座長提案に質疑等があれば伺う。

ドゥマンジュ委員：議員を出さないことはいいと思うが、法令等に基づく委員も今後検討し見直しをしていくという場所は、どこで検討するのかは具体的に出していただいたほうがよいと思う。

伊藤座長：今後そういう議論が発生したときには、協議しなければいけないと思っていると言ったつもりでいる。法令で決まっているということになると、議会としてそこに参与しながらその中身の議論を目の当たりに聞き、議会としての責任を果たさなければいけないと法令で定めているのではないかと思う。だからまずそこに参加するのが原則であろうと。ただ、小林委員から発言があったが、参加はするけれども、報酬は受け取らないのは、おっしゃるとおり議員は報酬として決まっているものは返上できないことがあり、そういったところは無理があるので、御理解をいただきたい。

小林委員：私は、社会教育法に定める公民館運営審議会委員であるが、公民館を政治活動で使うことはやめようではないかという議論があった。現実的には、各公民館の使用については、政治活動で使えるわけである。そういう部分について、ちょっと待ってくださいと、これは法律の中でも、あるいは規約の中でも、使えるというものを、議論することがいいのかどうか。議会としてこういう部分についても議論しなければいけないのではないかということで、差し戻した経過もあったもので、法令の部分については、議員がしっかりかわりながら、やっていかなければいけない部分が多々あるかなと思っている。

ドゥマンジュ委員：第4回定例会から一部事務組合等の口頭報告も実施されることになったが、議員として出て行っているの、何らかの形で議会のほうにもフィードバックしていただくことも進めていくべきではないかという意見である。

川畑副座長：ほかになれば、伊藤座長の提案のとおり御了承をお願いします。

(7) 議場の開放（フィルムコミッション協力）について

川畑副座長：この提案は、民主・社民の会から提案されている。井上委員から提案説明をお願いします。

井上委員：映画のまち調布ということもあり、議場等を映像で映画や、テレビドラマでお貸し願わないかということがあった場合、ぜひ開放し、議会としても協力していくべきではないかという提案である。

川畑副座長：提案に質疑等があれば伺う。

林委員：全く異論はないが、現行の条例等の改正をしなくて問題はないか。

伊藤座長：議会棟は、調布市の施設の1つということで捉えていただければと思う。これが原則である。そう考えると、条例を改正しないと貸せないのかという御質問であると思うが、そこまでには至らないと思う。

林委員：そういうことであれば、やはり調布市のピーアールにもなるし、映画のまちとしての文化を持っているまちであるので、積極的に誘致をしていただければと思う。

高橋委員：おっしゃっていたように、条例での縛りもないということであれば使ってい

ただいいと思う。これはフィルムコミッション的な形での映画というものに対する提案ということなのか。例えば一部の地方議会では、クラシックのコンサートをやったりとかの事例もあつたりするので、そのようなことも含めての提案なのか。

井上委員：フィルムコミッションと書かせていただいているので、あくまで映像、映画、テレビということでの提案である。

高橋委員：例えば、議場をそういった形で開放すると、それが調布市議会のピーアールということなのであればという、条件付きにしていくのか。それとも何らか市民の申し出があつた場合も受けていくことも含んでいるとすれば、私はそのほうがいいと思っている。せつかくであれば、映像によるピーアールだけでなく、より開かれた議会にもつながっていくんだろうと思うので、そういう提案をしたいかがいかか。

伊藤座長：提案の内容を幅広く捉えることはいいことだと思う。ただ、私がこれから提案しようと思っているのは、あくまでフィルムコミッションの範囲で捉えている。というのは、今の意見にもあつたが、例えばここの部分を放映するためには調布市としての協力がいる。そうすると、最終的な協力団体は東京都調布市と字幕に出るが、それにより調布市が全国規模に発信できる。ところが地域の貸しホールとした場合は、傍聴で来てもらって十分わかるのではないかと思っているので、今の提案は今後の課題として捉えることが必要かもしれないが、今回の提案とリンクさせることは避けたいかがいかか。

高橋委員：了解した。ただ何らかの要請があつた場合、議会として判断すれば、そういう可能性もあるという理解はよろしいか。

伊藤座長：要請があつたから、判断をしてすぐ貸すというふうに結び付かないと思う。全体で合意を得なければできないので、そこは理解してください。

高橋委員：了解した。

大須賀委員：時々、映画、テレビドラマで議場が出てくることがある。どこの議場か最後の撮影協力のところを見る。この提案は賛成である。1点確認するが、どこからか要請があり貸す場合、議長決裁か、市長決裁かお聞きする。次に提案だが、議場の開放は本会議場のことだと思うが、例えば全員協議会室も委員会の審査のシーンで使いたいとかの可能性もある。どうせなら議会棟という形にしておいたほうが、幅広く対応ができるかなと思うので、ぜひ検討願いたい。

伊藤座長：お尋ねの決裁は、市長である。

ドゥマンジュ委員：前に番組で使いたいとの要請があつた。それが流れてしまった。撮影現場はスケジュールが変わるので、いろいろ使うといっても、時間が変わることもあると思うが、ある程度の対応まで決めておかないと、そっちのほ

うに振り回されてしまうことはないと思うが、そのあたりも十分考慮しておく必要があると思う。

伊藤座長：それでは、私から提案を含めてお話をします。本会議場の開放についての提案であるが、基本的な考え方としては、定例会等議会運営に支障がない範囲において、フィルムコミッションの要請があれば協力をしていきたいと考えている。理事者も、市の施策において、フィルムコミッションいわゆるロケの誘致については、積極的に事業展開を図っていると聞いている。こうしたことから、議会棟についても例外なく協力していきたいと考えているところである。協力するに当たっては、本会議場だけに限らず全員協議会室や委員会室も含め協力していきたいと考えている。

川畑副座長：伊藤座長の提案のとおり御了承をお願いします。

日程（協議）の途中ではあるが、前半の検討事項はここで終了させていただき、これからは、議会基本条例についてを議題とする。

(8) 議会基本条例について

川畑副座長：最初に、現在この代表者会議において議会基本条例（案）を検討しているところであるが、今後の進め方について座長から発言がある。

伊藤座長：私から、今後の基本条例（案）検討の進め方について、改めて説明をさせていただく。第16回代表者会議において、今後の日程（案）について説明を申し上げ、日程スケジュールを示した資料49を配付し、皆様の御了承を得たところであると認識している。その際、市民の声を聞く機会が必要だと御意見もあったので、市報やホームページで、議会基本条例を策定するに当たって、議会に対する市民の意見を募集し、メール、議長へのはがきを作成、印刷し、市内公共施設に置かせていただき、意見を募集したところである。また、意見の募集後は、本日も報告したが、その集約結果をホームページで公開する。さらに、条例（案）がまとまった時点では、パブリックコメントを実施し、条例（案）に対する市民の御意見も伺う予定である。

以上のような取組みをしながら、条例案を策定する。議会基本条例（案）の検討は、この代表者会議において検討し、代表者会議は資料も含め検討過程をすべて公開し、傍聴者からの御意見・アンケートも毎回実施しているところである。さらに、ホームページでは常に市民からの御意見があれば受ける体制を常態化し、随時市民からの御意見をお聞きする体制を図っている状況でもある。こうしたことから、改めて議会基本条例（案）について、議会として市民への説明会を開くことは考えていない。このような考え方で条例（案）の検討を進めていくので、改めて御協力をお願いします。

川畑副座長：ただ今の今後の進め方について、御意見等があれば伺う。

雨宮委員：議長へのはがきも含め、発信の数は少ないと思う。ただ段階を追うごとに市民の声を聞くべきという意向も示されていることも事実だと思う。これまでの議論の中で、どの段階で説明会を開くのか、そのことに絞った議論はされてきていないと思う。せっかく議長へのはがきを含めて、市民の意向を伺っているのに、私は条例案がまとまる前の段階で1回説明会何なりを開くべきではないかと持論を持っている。

大河委員：よその事例であるが、自治基本条例の中に議会という項目が書かれ、それに沿ったまちづくりを目指すための議会基本条例というところもある。自治基本条例は、最高規範と言うと問題があるようなので、言ってみれば市政の最も基本になる条例で、二元代表制の一方の議会にとって、議会基本条例は、まさににそういう意味では最も基本になる条例である。はがきの中に4番のところに、まず何を目的にしたものか趣旨を明確にさせていただきたいことや、声を吸い上げることに配慮していただきたいとかいろいろ書いてあるが、私たちが気づかない中で市民の提案があることを思えば、なぜ私たちが条例をつくりたいという考えに至ったかや、こういうことを基本にしていきたいという骨の部分の説明は欠くことができないと思っている。出て行って説明するのは基本であると思う。

ドゥマンジュ委員：市民に対しての説明会は、行われるべきだと思う。今回市民の意見は5件という数ではあるが、内容を見ると、なぜ議会改革をするのか、その趣旨を明確にしてほしいという声もある。また意見だとか、後でパブリックコメントも取るが、それに対して議会として意見を返していくことも必要だと思う。そういう機会をつくるためにも、最初の段階から市民の意見を取り、議会がどう見えているのかを踏まえて議会改革を進めるべきと発言してきたが、それが行われなかったことから、形になる前に市民の方の意見をいただくような、そして議会改革をこういう目的で行うというような説明会をぜひ決まる前の段階で1度開くべきだと思う。

林委員：座長提案の進め方で結構である。

伊藤座長：これまでも何度となく同じような趣旨の説明はさせていただき、今日に至っているところである。今後も含めての御理解御協力をいただきながら、そして全面公開をして、傍聴も常に可能にし、御意見を伺う窓口も設けているので、ぜひこの体制で前へ進めていきたい。このことをお願いしたい。

川畑副座長：他に御意見もないようであれば、座長の説明のとおりで進めさせていただきたいと思う。

雨宮委員：ちょっと待って。少なくとも3人の委員から異議が出されている。それを事実上封じるような運び方はいかがなものか。少なくとも議論の俎上にのせるぐらいのことはやってもらってもいいのではないかな。

伊藤座長：今までの経緯について、このような形で進んできているところを、改めて説明させていただいたと解釈していただきたい。このことは強く申し上げたい。

雨宮委員：その経緯を含めての3人からの発言なわけである。そのところをどう扱うか、その進行の中でよく配慮いただけたらとの思いである。今までの経緯を無視してという意味ではない。

伊藤座長：決してそのようなことで反論しているとは思わないが、粛々と進んできているところを停滞なくこのまま進めていくために、前文から入って1章、2章、3章と進めていく中で、この場において1回立ち止まって市民の御意見をという話になると、なかなか前に進めなくなるので、まずはここで改めてお願いをしておきたいということを強く感じたので、改めてお願いさせていただいたという認識である。しかし、最初からスタートの段階で皆さんから当然御意見はあると思うが、既に御理解いただいて現在に至っていると感じていたので、ぜひお願いしているとおおり、御理解いただければと思う。

井上委員：座長提案で結構である。

小林委員：今までどおりのスケジュールが出ていたわけなので、新たな提案ではない。スケジュールどおりやっていただきたい。

大河委員：市議会への市民意見の数は少ないが、その中でもそういったことを要望している意見もあるので、この意見をどういうふうに生かして今後の議論に発展させていくかも1つの課題ではないかと思ったので発言した。

ドゥマンジュ委員：毎回傍聴していただいて、アンケートもいただいている。これを議会としてもこう受けとめているというような、もうそろそろ態度を出すべきだと思う。市議会への意見ということをやったことも1つの前進だと思うし、書きにくいところを書いていただいている。この中で、聞くばかりでなくしっかり吸い上げてほしいという意見もある。スケジュールどおり進めることは大事だと思うが、議会改革そのものの目的は、市民にとってわかりやすい開かれた議会にするためということがあるので、ただ聞けばよいととられないためにも、議会としてしっかり市民の意見を受けとめていることを発信することも必要である。もし説明会があればそこで言えると思うし、それが行われなければ何らかの形で、今までに寄せられた声をまとめて、議会改革をこうやっていくというようなことも出すべきではないかと思う。

高橋委員：いただいた御意見を尊重する仕方をどうしていくかとか、市民の皆さんにきちんとお答えするような場をつくるというような方向での手段がないかどうかは検討していただきたいという意見は持っているが、座長のおっしゃっていたスケジュールは合意しているので、その中でできる範囲での開示、情報提供は行うべきという意見である。

大河委員：自治基本条例の市民懇談会に傍聴者が結構いたが、傍聴者の意見をインター

ネットで流していた。議会改革検討代表者会議の資料等はインターネットに出ているが、傍聴者のアンケートの内容が開示されていないので、要約されたものでもいいと思うが、市民はどう感じたかを見れたほうがより深まるという意味と、今言ったことが難しいというのであれば、参加した委員の議論、聞いた側の感想をセットで出すということもできるのではないかと思う。

伊藤座長：このことについて、最初に合意を得ているのは、それぞれの意見を聞く場は設けますよ。もしくは傍聴に来られた方々のアンケートにより感想等をいただきますよということは、各会派に当然配付させていただいている。その配付した中身は、それぞれの会派の受けとめ方、解釈の仕方があると思うので、これをここで議論をすると、提案者に対してある意味では失礼な意見交換もあり得ると感じている。ぜひ理解をしていただきながら、各会派に情報提供でお願いしたいということ、最初にお諮りしている流れであるので、何点か意見が集まったから、そのことを意見交換してみませんかというのは、ここに至っては難しいと考えている。

大河委員：意見はそれぞれ判断して提案している中で、生かしていくことはあると思うがそうではなくて、どの会議でもあるが、アンケートに書かれている内容を事実として市民の方に情報提供してもいいのかなという意味で発言した。

川畑副座長：皆さんからいろいろな御意見が出た。座長からも説明があったが、今後の進め方は座長の説明のとおり進めさせていただきたいと思う。御了承をお願いする。次に前文についてを議題とする。前回、前文について代替案が3人の委員さんから共同提案されている。最初に、座長から発言がある。

伊藤座長：最初に、資料64の説明をする。条例案の網掛部分は削除した部分、代替案の文字囲み線は、条例案を生かした文字、修正案の二重下線部分は、代替案を生かした部分である。今回、前文について代替案が提案されたので、代替案の趣旨を生かしながら修正案を策定したところである。最初に、修正に当たった考え方を説明する。前文は、条文本体の前に置かれ、その法令の制定の趣旨、理念、目的などを強調して述べる性格の文章であると考えている。具体的な規範を定めるものではないが、各条文の解釈の基準となるものと言われている。こうした前文の性格と代替案を勘案し、調布市の議会基本条例の前文としてふさわしい内容とするため文章を見直し修正をいたしたところである。修正案の第1段落部分については、条例原案と代替案では、市民の負託に応える「責務を負っている」と「重要な役割と責任を担っている」との表現の違いがあるが、「負託」自体に責任や任務という意味合いがあることから代替案の表現を採用した。第2段落部分については、市長と議会との関係では、住民の代表機関としては対等な関係にあることを前文において明文化する必要があることから、原案を生かした。第3段落部分については、若

干の文言の整理をするとともに、第7段落に、「議会の使命を果たすため」基本条例を制定すると記述していることから、第3段落部分において議会の使命を記述した。第4段落部分については、地方分権の進展も議会の役割に大きな影響があることから、代替案を採用し前文で表記することとした。第5段落部分については、原案では、議会の立場、あり方等について記述していたが、原案の議会の基本的な機能を簡潔にまとめるとともに、代替案の一部（議員間の活発な討議）を生かした記述とした。第6段落部分については、議会の基本的な役割である「住民の意思を正しく汲み上げ、市政の行財政運営に反映させる」ことは前文において必要であることから、原案を生かした。第7段落部分については、原案では、いつまでも安心、安全に住み続けられるまちづくりを目指して、議会の最も基本となる条例を制定すると記述していたが、代替案を生かし、「持続可能なまちづくりを進めること」あわせて「議会の使命を果たす」ために、議会の最も基本となる条例を制定すると修正した。また、代替案では原案における「自律」を「自立」と提案されていたが、自ら律するという「自律」の表現は、自らの行為を主体的に規制し、外部からの支配や制御から脱して、自身の立てた規範に従って行動する。という意味で使用しているので原案の表現を生かしている。

川畑副座長：座長の修正案の説明に質疑等があれば伺う。

雨宮委員：3会派というか、3委員から代替案を提案させていただき、多くの部分を採用していただいた点は、感謝申し上げます。とりわけ文言の整理ということではあるが、自律という用字法はおっしゃるとおりであると思う。ただ、どういふふうを受けとめるべきか苦慮しているのは、代替案の最後のアンダーラインが5、6行にわたり引いてある。いわゆる市民参加、あるいは市民とのやりとりというか、そういうこだわりを意識して代替案として提案しているつもりでいる。その部分は修正案ではどのように考えていけばよいのか。

伊藤座長：全体の中で当然、市民に開かれた議会だとか、市民への情報提供など、これらは簡潔に言えば、市民の意見、意思を正しく議会として汲み上げるということに集約されるのではないかと考えている。アンダーラインを引いている5、6行ところを強調するならば、そういう表現にまとめさせていただいた。

雨宮委員：調布市の議会報告実行委員会で多摩市の議会報告会を傍聴した。そのときに印象深かったのは、参加していた市民の皆さんと議員の対話が非常に活発に行われていたところである。行政と市民との関係、市民と議会とのあり方の関係、議会と行政のあり方の関係、それぞれ3者3様あると思うが、やはり今参加と協働が自治基本条例の中でも強調されている。議会側としての市民の皆さんとの間における対話、意見交換はやはり基本条例に明文的に記述されていたほうが、市民の皆さんとの関係ではより明確、鮮明になるのではな

いかと思っている。これは修正案を示していただいた上での発言である。

大河委員：従来の議会と今どう変わってきたのか、どういう方向を目指しているのかを市民の方にわかりやすく伝えていく。そのキーワードになることばはあると思う。市民との対話という形で表現したが、それが他の議会の基本条例に入っている市民参加という文言である。今陳情ということだが、むしろ市民からの提案であると解釈していこうと言われている中で、議会と行政が市民から信託を得てやっていく2つの機関で、市政への市民参加という話はあるが今後の議会運営で議会への市民参加は欠かせないものになると思う。汲み上げというと、言ったことをこちらが吸い上げるというイメージがあるので、直接いろいろなことがあったらきちんと向かい合ってお互いに理解し合っただけでやっていくという意味では、どう直接議会への市民参加をするかが今の時代のキーワードになるのではないかと思う。そう考えると、そのキーワードになることばが、これで全部を包括されたということだが、理解しにくい部分もあると思うので、ここはもう少し検討して、市民の方も自分たちにとっての議会であるということを理解できるような内容に手を入れたほうがいいと思う。前文にキーワードになることばの入る必要が絶対あると思う。

ドゥマンジュ委員：気になるところは、2人が言ったように、代替案の公平性、公正性、及び透明性を確保し、市民にわかりやすく開かれた議会運営のもと、市民への情報提供と共有化を図り、市民との対話を重ねるとともにが修正案では、議会として汲み上げるに集約されている。これはイコールではないと思う。他の議会基本条例の前文を見ると、多摩市では、市民の皆さんにもっとよく見えわかりやすく、市民が参画できる議会に、そして合議機関として市民と一緒に考えながらさらにしっかりと議論ができる議会に改革したいと決意したとある。流山市議会の条例の前文では、議会は市民の多様な意見を的確に把握することに日々努力し、常に市民との対話を行い、市民の声を汲み取りながら議員間の自由闊達な討議を重ねるとある。なぜ議会基本条例をつくるかというところ、そこにいかに市民の声を取り入れ、そして一方的ではなくて、双方向の形で議会を知ってもらい、市民の意見を取り入れていく。そういう議会に変えていくための議会基本条例を今つくっていると思うので、ここは、ただ汲み上げるだけではなくて、双方向に市民とのやりとりを入れていく。ここは一番大事なところになると思うし、前文はこれからつくる議会基本条例の理念になるところであると思うので、さらに検討していただきたい。

林委員：議会基本条は理念条例である。議会としての条例を1本に束ねて、今後の自治体運営における議会の役割だとかを条例化するものだと理解している。委員から今までのような一方通行ではなく、双方向という話があったが、私はこれまでも当然双方向で市民の意見に耳を傾けているし、それを参考にする

かしないかは、それぞれの議員の判断になる。条例のできる前と条例ができあがったとしても、原則は変わっていないのかなと思う。基本となる条例ということは理解するが、その前に最もがつくことについて、あくまで条例間に差異はないということを実原則に考えれば、基本となる条例ということばだけでよいのかなと思っている。

高橋委員：元の案、代替案、修正案とよくまとめていただき感謝する。市民への情報提供と共有化は、どこかに入れていただけないか。共有化はキーワードとしてすごく重要になるという気がする。代替案で出された5行を全部入れるのは厳しいのかなという気がする。座長がおっしゃった住民の意思を汲み上げという部分のところを少しアレンジしていただいて、市民への情報提供と共有化のところだけでも何とか、お話に出ているように前文なので、きちっと押さえておきたいと思う。

雨宮委員：修正案の中に、議員間の活発な討議によりということころは、重要な要素だと思う。議員間による活発な討議といわばセットになるべき要素は市民との双方向性というふうに考えるべきであると思う。単に、市民との双方向は文字にすれば5字か6字であるが、歴史的過程において市民との関係性をどう規定するかは、重要な中身を持つのではないかなと思う。それは自治基本条例にも同じような精神が貫かれていると思っているが、議会制度は当然間接民主主義なので、修正案にもうたわれているように、選挙によって選ばれた合議機関であるということ大きな前提としながらも、その成り立ちとしては、常に市民との間の双方向性を確保していく。そのことを前文の中に記述することが、ある意味では完成度を高めるものになっていくのではないかなとの意見を持っている。

伊藤座長：大きな反対の意見はなかったように思うが、幾つかの視点で御意見があった。林委員のおっしゃるように、議会基本条例そのものの前文というものは、理念的な要素で、議会とはこういうものであるというもので、行動、活動をこうしなければならない、ああしなさい、こうしなさいということではない。皆さんの読み方、解釈の仕方により幅広く捉えて活動に結び付けていたり、場合によっては、そうしたものを否定したり、ある意味ではそうした活動の中にもあるかもしれない。住民の代表である市議会は市民の多くの方の意思を議会として議員として正しく汲み上げるといふ、このことで先ほどの部分については、包括されているのではないかと私は思っているが、他の方も発言があれば、それなりに考えたいと思う。

林委員：座長がおっしゃったように、これは理念なので、前文の中にそこまで事細かく書く必要はないと思う。

小林委員：先ほど公平性の部分、代替案の中に4、5行あるが、座長さんのほうでこの

へんを少し集約していただいて、議会側が住民の意思を正しく汲み上げのところにプラスすることで、内容については座長にお任せする。この文言が入っていないとだめだということではなくて、そのへんのエッセンスを入れ次回座長案として出していただければ、ということではいかがか。

雨宮委員：小林委員のまとめを尊重していただきつつ、やはり双方向性ということが具体的にイメージできるような文言というか、双方向性ということが具体的に想起できるものとして検討いただきたい。

大河委員：条例はどういうふうに生かしていくか、読みとれないとまずいと思う。市民参加は議会にとって、個々の議員としてではなく、機関として非常に重要なことだと思っている。議会としてきちんと市民に向き合いやっていくということを確認にわかるような形でぜひ入れていただきたい。これは基本条例の大きな骨の部分ではないかと思う。まだ提案されたばかりであるし、他の議員も見えていない。ここはほかのこと以上に全体を集約したものなので、時間をかけてお願いしたい。

林委員：最終的には、今回の議論を受けて座長の提案する内容を尊重したいと思うが、前文であるから、シンプルなほうがいい。これから条文に入っていくのという気持ちは持っている。

ドゥマンジュ委員：前文に書かれるのは、議員個人としてどうこうというより、議会として本当にどう対応していくのかが一番出てくるころだと思う。議員でどう行動するかではなくて、議会としてどう市民に情報提供するか、共有化、対話を重ねていくところを議会としてどうつくっていくか、このところは、理念として大事なところだと思う。また検討案が出ると思うので、そこを見て判断したい。

川畑副座長：皆さんから意見が出た。この件は、継続協議とする。

それでは、会議の時間がなくなったので、残りの事項の議論は次回に行う。

4 その他

○ 第22回代表者会議の日程について

第22回代表者会議は12月26日（水）午前10時から、全員協議会室で開催することを確認し、23回以降の代表者会議の日程については次のとおり了承された。

第23回代表者会議1月7日（月） 第24回代表者会議1月11日（金）

第25回代表者会議1月18日（金） 第26回代表者会議1月23日（水）

第27回代表者会議1月30日（水） 第28回代表者会議2月6日（水）

第29回代表者会議2月14日（木）

いずれも午前10時から全員協議会室

合意資料14：第20回代表者会議における合意事項

資料61：第21回検討資料

資料62：市議会への市民意見一覧表

資料63：議員の審議会等付属機関兼職状況

資料64：基本条例（案）検討資料（前文）